

2年度 公文書開示（2月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等		
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号	
1	R2. 12. 4	R3. 2. 2	・お台場海浜公園のオリンピックシンボルについて ・東京2020大会に向けた大規模展示物設置等業務委託 ・契約内容の変更について	90	1														(4号) 公にすることにより、偽造による犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため。 (6号) 金額を公にすることにより、予定価格等が推測され、今後のオリンピック・パラリンピック開催準備に関する都の入札・契約事務等の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	オリンピック・パラリンピック準備局計画推進部事業推進課	
2	R2. 12. 4	R3. 2. 2	・晴海選手村における特定施設建築物に係る鑑定評価業務委託不動産鑑定評価書（令和2年8月31日） ・第32回オリンピック競技大会及び東京2020パラリンピック競技大会の延期に伴う「第32回オリンピック競技大会及び東京2020パラリンピック競技大会の選手村における宿泊施設等の整備等に関する基本協定書」等の変更に係る覚書（令和2年6月30日）	243	1						1	1	1						(2号) 署名は、公にすることにより、筆跡を模倣して悪用されるなど、個人の権利利益を害するおそれがあるものと認められるため。 (3号) 各住戸等の個別情報は、特定建築者が分譲・賃貸等の事業活動を行う上で、購入者の資産等に関する情報となるものであることから、公にすることによって事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。また、鑑定機関においては、情報を提供した特定建築者からの信用失墜など、法人としての競争上の地位が具体的に侵害されるため。 (4号) 選手村セキュリティに係る情報であり、公にすることにより、テロ等の犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。	オリンピック・パラリンピック準備局大会施設部施設整備第一課	
3	R2. 12. 5	R3. 2. 3	・定期建物賃貸借契約書（その2）（令和2年11月30日） ・第32回オリンピック競技大会及び東京2020パラリンピック競技大会の選手村における特定施設建築物の借入れ（長期継続契約）（2オー第448号）	150	1						1	1	1						(2号) 個人に関する情報で、公にすることにより特定の個人を識別することができるものであるため。 (3号) 当該情報は、特定建築者が分譲・賃貸等の事業活動を行う上で、購入者の資産等に関する情報となるものであること、また事業上のノウハウであることから、これらを公開することによって事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。 (4号) 公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるため。	オリンピック・パラリンピック準備局大会施設部施設整備第一課	
4	R2. 12. 10	R3. 2. 8	会見想定（令和2年10月16日）	2	1															オリンピック・パラリンピック準備局計画推進部運営課	
5	R2. 12. 21	R3. 2. 19	有明アリーナ管理運営事業 加 点審査に関する提出書類	80	1						1	1	1							(1号) 当該グループに著作権が帰属する書類に記載されている情報であり、当該グループの同意なしに公にすることができないと認められるため。 (3号) 当該グループと法人等との秘密保持を前提とした関係に基づく情報であり、公にすることにより、当該グループと法人等との信頼関係を大きく損ない、当該グループの競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。 (4号) 公にすることにより、偽造による犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため。 (6号) 当該事業に係る検討過程の情報であって、公にすることにより、未成熟な情報が確定した情報と誤解され、今後の当該事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	オリンピック・パラリンピック準備局大会施設部施設整備第一課

2年度 公文書開示（2月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等					
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号				
6	R2. 12. 28	R3. 2. 26	聖火リレーに係る資料等	146		1																(2号) 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため。 (3号) 組織委員会における内部管理情報であり、公にすることにより、当該法人の事業運営上の地位が損なわれると認められるため。 (5号) 東京都における聖火リレーに係る検討過程の情報であり、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるため。 (6号) 組織委員会における聖火リレーに係る検討過程の情報であり、公にすることにより、当該法人との信頼関係を著しく損ない、今後の情報提供が得られなくなる等、東京2020大会に係る都の事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	オリンピック・パラリンピック準備局総務部企画調整課	
7	R2. 12. 28	R3. 2. 26	議事メモ（3月26日、27日、30日）	5	1																			オリンピック・パラリンピック準備局総務部企画調整課